

## 退職・転出する方の貸付償還について



公立学校共済組合から、貸付を受けている方が退職・転出する場合の取扱いについては次のとおりです。

### ◆令和8年3月31日付けで退職する方

**未償還元金を退職手当から全額控除します。(手続きは不要です。)**

ただし、退職手当から控除しきれない場合は、4月上旬に不足分を請求しますので、期日までに振り込んでください。(振込手数料は、借受人の負担となります。)

また、4月に退職手当から控除する際は経過利息が生じ、3月までの貸付残額に、毎月償還分は4月の1カ月分の利息を、ボーナス償還分は1月から4月までの4カ月分の利息をそれぞれ加えた金額となります。

退職手当から控除する旨の通知については、4月下旬にご自宅へ送付します。

なお、退職前(令和8年3月中)に全額繰上償還を希望される方は、令和8年2月25日(水)までに「全額繰上償還申出書」を提出してください。

この場合、納付書を送付しますので3月中に振込願います。(振込手数料は、借受人の負担となります。)

### ◆令和8年4月1日付けで(他の共済組合等へ)転出する方

**転出先や貸付内容に応じて、次の方法により償還することになります。(必ず、手続きが必要です。)**

- (1) 自己資金で一括償還する。
- (2) 転出先の共済組合から借り受けた資金で一括償還する。
- (3) 徴収嘱託制度等を利用して、公立学校共済組合への償還を継続する。

これらの手続きに関する通知(公文書)を、3月上旬頃に所属所あてに送付しますので、忘れずに手続きをお願いします。

#### 【団体信用生命保険にご加入中の方へ】

貸付金の完済をもって自動脱退となります。保険料に未経過分がある場合は、保険会社から還付されますので、それまでは保険料の引落口座を解約しないようにお願いします。

共済企画・保健グループ(貸付担当) 017-734-9912

## 令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」の掛金の徴収がはじまります



### ◆子ども・子育て支援金制度とは

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。医療保険の被保険者(組合員)と事業主(地方公共団体等)が負担することとされ、それぞれ掛金・負担金として医療保険者(公立学校共済組合等)が徴収し、国へ納付します。

### ◆子ども・子育て支援金の使途

子育て支援の拡充を目的とした「こども未来戦略「加速化プラン」」の実施のために活用されます。



### ◆開始時期

子ども・子育て支援掛金は令和8年4月分の給与から、短期掛金と併せて徴収されます。

※75歳以上の方は、徴収対象外です。

※40歳以上65歳未満の方は、介護掛金を併せてご負担いただきます。

### ◆掛金・負担金率

国が一律の率を示すこととしており、令和8年度は掛金・負担金率ともに標準報酬月額×1000分の1.15となります。

### ◆掛金免除について

産前産後休業・育児休業等を取得中の組合員は、他の共済掛金と同様に申出ることにより免除されます。

制度の詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度について」をご覧ください。  
上記のサイトのURLはこちら

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodatেশienkinseido>



共済企画・保健グループ 017-734-9912